

[事案 2023-129] 契約者貸付無効請求

・令和5年11月7日 裁定打切り

<事案の概要>

保険会社の不正手続があったこと等を理由に、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成11年1月に契約した終身保険について、平成21年12月に契約者貸付がなされているが、以下の理由により、契約者貸付を無効にしてほしい。

- (1)貸付手続は、全く身に覚えがなく、不正になされたものである。
- (2)貸付申込書に書かれている署名の字は自分の字ではない。
- (3)保険会社は、「本貸付は申立人本人が来店して手続をしており、その際、運転免許証で本人確認をし、保険証券の提示を受けた」と主張しているが、保険会社には運転免許証のコピーや番号の控えもない。また、本貸付時には保険証券は既に紛失していたため提示できるはずはない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)貸付手続は、申立人が営業所窓口を訪れ、運転免許証で本人確認し、保険証券による印鑑の照合をした上で行われている。
- (2)貸付金は、申立人名義の口座に送金しており、貸付後は契約者貸付残高のお知らせを送付している。
- (3)本貸付以降、利息の繰入時期には利息返済の振込用紙を申立人に送付しており、平成22年から平成26年の間の5回、振込用紙で利息入金が行われている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立てに至った経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人と保険会社の主張が対立していることからすれば、本件を判断するためには、詳細な事実認定を前提とした慎重な検討が必要で、当事者のいずれかに主張立証責任を負わせ、宣誓の上、当事者の反対尋問権も保障されている裁判手続における証人尋問手続を経て、慎重な事実確認および法的な検討をすべきと考えられることから、裁定手続を打ち切ることとした。